

大分県地域改善対策奨学金未収金回収業務委託仕様書

1 業務名

大分県地域改善対策奨学金未収金回収業務委託

2 目的

大分県地域改善対策奨学金の未収金について、専門的な知識等を有する事業者へ委託することで未収金の効果的な回収を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 対象債権

返還期限到来後も納付のない未回収債権のうち大分県が指定するもの。

なお、必要に応じて、県と受託者が協議のうえ、対象債権の追加を行うことができるものとする。

<委託予定債権>

件数	債権額
約120件	約70,000千円

※ 本奨学金は既に貸付事業を終了し、現在は返還事務のみを行っている貸付金（私債権）である。

※ 対象債権については随時見直しを行っているため、その結果上記の数値から増減する可能性がある。

5 委託業務の内容

受託者が実施する具体的な回収業務は、以下のとおりとする。

（1）未収金回収業務

① 返還の催告

借受人、連帯保証人及び連絡先（以下「債務者等」という）に対し、文書、電話、訪問、その他の方法により返還の履行を求めること。

② 相談対応

債務者等から返還等に関する相談を受けた場合は、債務者等の状況を考慮の上、真摯に対応すること。

（2）債務者等に関する調査業務

必要に応じて、所在不明の債務者等の連絡先・居住先を調査すること。

（3）収納金の払い込み業務

① 受託者は、債務者等から未収金を収納したときは、当該債務者等に対し、領収書を交付し、収納状況を整理すること。ただし、債務者等が、受託者の指定する金融機関の口座に入金したときは、この限りではない。

② 受託者は、収納があったときは、県に通知しなければならない。また、債務者等が直接県に納入した場合は、県は受託者に通知するものとする。なお、通知の

頻度及び方法については、県と受託者が協議のうえ決定する。

③ 県は、受託者からの収納通知を確認後、納入通知書を作成し、受託者に送付する。

④ 受託者は、県の発行した納入通知書を受領した後、指定期日までに収納分を払い込まなければならない。

⑤ 受託者は、④の払い込みをしたときは、県が定める委託徴収金報告書により県に報告しなければならない。

6 回収にかかる報告業務

(1) 月次報告

受託債権に係る月末時点における次の項目について、翌月10日（当該日が県の閉庁日の場合はその翌開庁日）までに報告する。

①回収結果

②債務者等に対する督促の実施実績

③債務者等との交渉履歴

④受託債権について今後の見通し

⑤その他必要な事項

(2) 随時報告

債務者等とのトラブル、苦情等が発生した場合は、状況について随時報告すること。また、新たに知り得た債務者等に関する情報についても随時報告すること。なお、内容により委託債権から除外する場合がある。

7 その他業務の適正かつ確実な実施の確保のための措置

(1) 業務従事者の配置

受託者は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

(2) 窓口担当者の届出

受託者は、本業務委託の実施にあたり、県との連絡窓口となる担当者を県に届け出ること。連絡窓口担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、県から問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

(3) 法令等の遵守

受託者は、県の業務の受託者として、良識ある行動と善良な態度で業務を遂行すると共に、大分県会計規則、本契約及び個人情報保護に関する事項、債権管理回収業に関する特別措置法関係法令を遵守すること。

8 その他

(1) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。

(2) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。